

# 特別支援教育体制充実事業

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しての  
特別支援教育体制の整備」

特別支援教育センター指導主事研究会議

伊藤 琢也 稲葉 武 片山 純子 高木 幸江 宮川 淳子 吉田 宴

## I 主題設定の理由

平成 15 年 3 月、文部科学省は近年の障害のある児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化等を踏まえて、今後の特別支援教育の在り方について「特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒のその一人一人の教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習の困難さを改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。」<sup>1</sup>という最終報告を行った。

特別支援教育センター研究会議では、平成 16 年度より川崎市立の小中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する学校としての特別支援教育体制の整備を図るために、特別支援教育コーディネーターの配置、校内委員会の実施、巡回相談員及び特別支援学校地域支援部等の外部機関との連携など、特別支援教育体制充実事業を実施してきた。そしてこれら事業の実施状況、児童生徒の実態、学校の支援体制の変容を把握するために、毎年すべての学校を対象にアンケート調査による実態把握を行ってきた。

取組から 8 年が経過した今、社会的にも「発達障害」という概念が一般化し、その特性に配慮した教育環境、教育内容の充実が求められている。これから更に特別支援教育の体制を整備していくため、現状の把握とそれに基づいた体制の再構築が必要とされている。

## II 研究の内容

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しての特別支援教育体制の整備」を進めていくことによって、次のような成果を期待した。

- ① 養育に悩みを抱える保護者との教育相談を実施することで、学校と家庭がその特性と支援を共通認識する。
- ② 学習面、生活面において困り感を抱える児童生徒について、起因する背景や特性の理解が進む。
- ③ 通常の学級において、特性を理解した教室環境、指導法、支援体制が充実する。

今年度は、それぞれの達成度を検証するために次の 3 点を小・中・高等学校の目標として設定し、各校はそれぞれの体制状況からその一つを重点目標として取組を行った。

- (1) 保護者に対する教育相談を充実させる（窓口の明示、広報の発行、外部機関との連携）。
- (2) 校内委員会の充実（ケース検討、研修、情報交換、学級内支援、支援方法の検証等）を図り、成果を共有する。
- (3) 支援が必要な児童生徒にもわかりやすい、様々な指導形態の工夫と実践を行う（学級内支援、入り込み授業、取り出し授業、リソースルーム、特別支援学級との連携）。

<sup>1</sup> 文部科学省 調査研究協力者会議『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』平成 15 年 3 月

各校が(1)(2)(3)のどの目標を設定したかをグラフにすると、次のようであった。(図1)

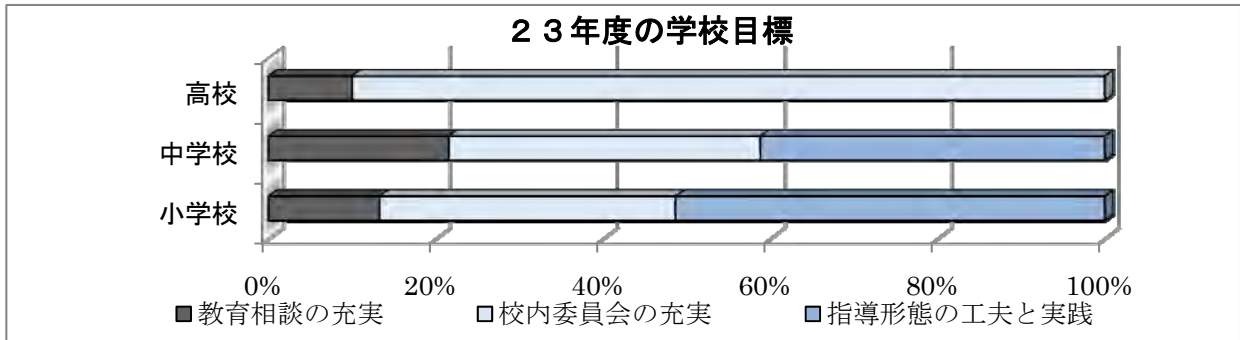


図1 23年度の学校目標

各目標の取り組み状況については、次のようなアンケート結果となった。

### (1) 保護者に対する教育相談を充実させる

教育相談を進めていくうえで、「相談窓口の明示」「広報の発行」は年度始めに欠かすことのできないコーディネーター業務である。「相談窓口の明示」について21年度67%、22年度87%、23年度88%の学校で実施されているが(図2)、中学校で15%、高校で半数、全体で12%の学校で実施されていない。「広報の発行」は21年度63%、22年度81%、23年度83%の実施状況である(図3)。教育相談の実施状況は各校種とも昨年度と大きな差はない。小学校において「窓口明示」が「相談実施」に結びついているが、中・高校では、「相談がない」という報告が少なくない。「ニーズがない」場合、「窓口や相談方法が保護者に周知されていない」場合等、学校により取組スタイルの差異が見られる(図4)。

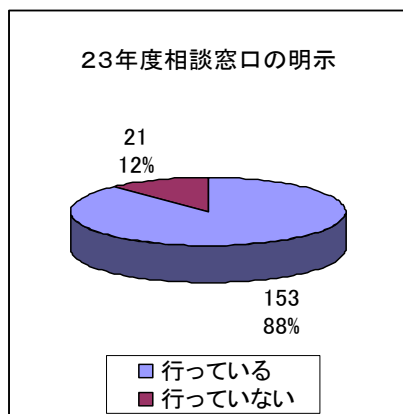


図2 相談窓口の明示

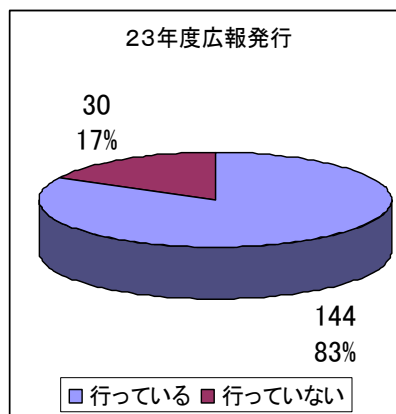


図3 広報の発行

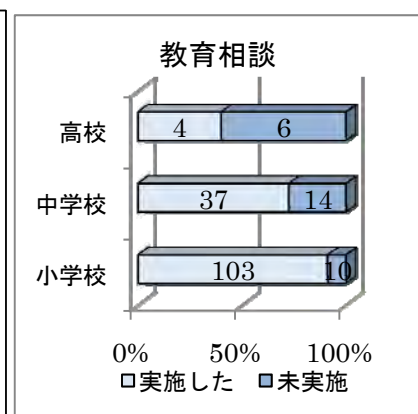


図4 教育相談の実施

保護者との教育相談の件数及び内容について見てみると、小学校では22年度1647件から約100件の増加、中学校では22年度339件から20件強の増加がみられる。相談内容では「行動」>「学習」>「対人」の順位性に変化は見られない(図5、6)。高校においては22年度52件からは減少しているが、生徒本人との相談が多く多くの学校で行われている。

小学校における相談内容の昨年度比較では、「学習」「行動」「進路」の件数がわずかながらも増加している。中学校では「学校体制」「学級体制」に対する相談が増加している。相談者の子どもの学年までは把握できていないが、小学校と中学校の指導体制の違いに対する戸惑いが背景にあるとも推測される。

「発達障害」という概念が一般化し、保護者の関心・心配が増大し、その理解と状態像に応じた対応が求められる中、潜在的な相談ニーズはさらに多いと考えられるが、コーディネーターが対応できる体制（経験・専門性・時間確保）が十分に整っていない。「担任が変わると…」「中学校になると…」「高校では障害を伝えると不利になるのでは…」など、これまでの支援が継続されるのか保護者の不安は大きい。

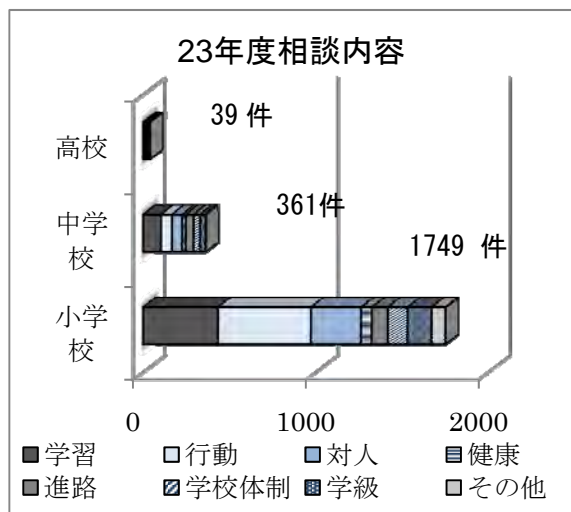


図5 相談件数・内容

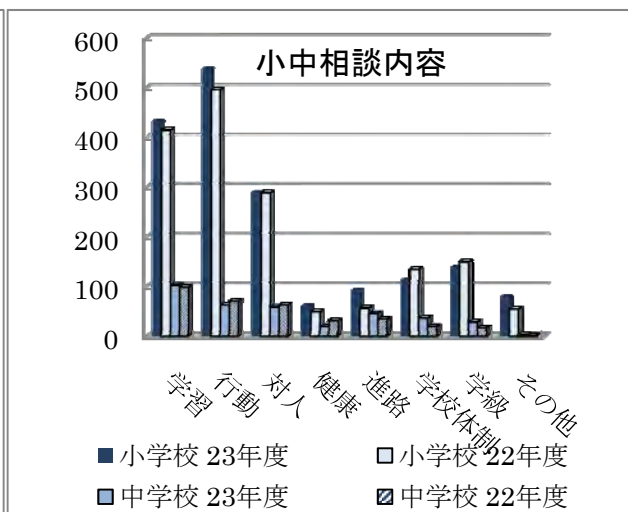


図6 相談内容：小・中

**(2) 校内委員会の充実（ケース検討・研修・情報交換・学級内支援・支援方法の検証等）を図り、成果を共有化する**

校内委員会の開催状況は次のようになる。

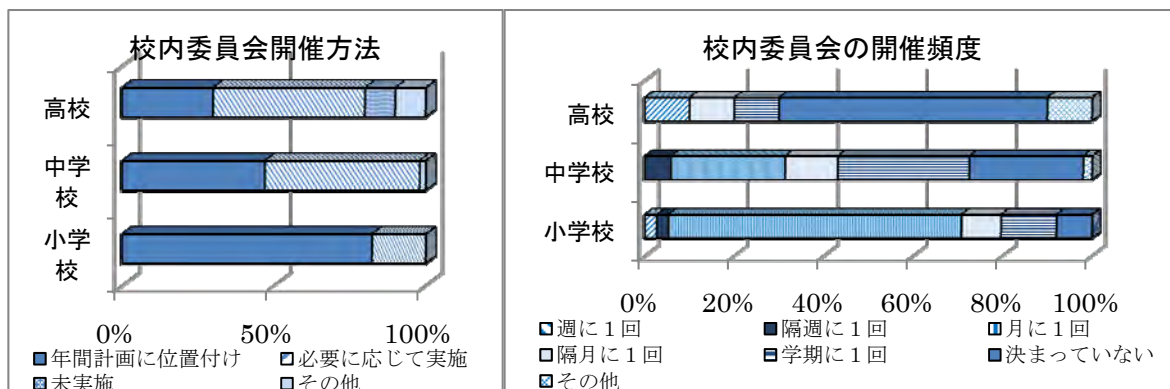


図7 校内委員会の開催

年間計画への位置付けでは、昨年度比小学校2校中学校1校の増加となっている。開催頻度については各校種とも大きな変化は見られない。21年度以降の状況から、小学校においては多くの学校で「年間計画に位置付け月に1回程度の割合で実施」ということが定着してきたと考えられる。中学校、高校においては学校間に差異があることが推測される。特に高校においては「校内委員会の必要性」について学校内での共通認識に至っていないと考えられる。

校内委員会の活動内容を比較してみると小学校、中学校では「対象児童生徒の紹介」「支援体制の検討」「支援方法の検討」が多くの実施されているが、「原因の検討」の実施校が比較的少ない（図8）。この傾向は昨年度と同様である。「原因の検討」が十分とは言えない背景として、コーディネーターが対象児童生徒の学習場面を参観したり、教育相談に対応したりする時間が確保されていないことが考えられる。「通級指導教室ケースの把握」は特に小学校において多くの学校で行われているが、

通級の成果が在籍校でどのように指導方法に活かされているのか、状況の把握が必要と考える。高校においては、「支援を必要とする生徒の紹介」で3校、「支援方法の検討」で2校の増加が見られた。校内委員会の開催については定着とは言えない状況だが、「特性を考慮しなければならない生徒がいる」という認識を持つ姿勢が始まったといえるかもしれない。「研修の実施・計画」は6校と昨年度と同数である。「高校期における特別支援教育」に関して情報の提供を行っていく必要がある。

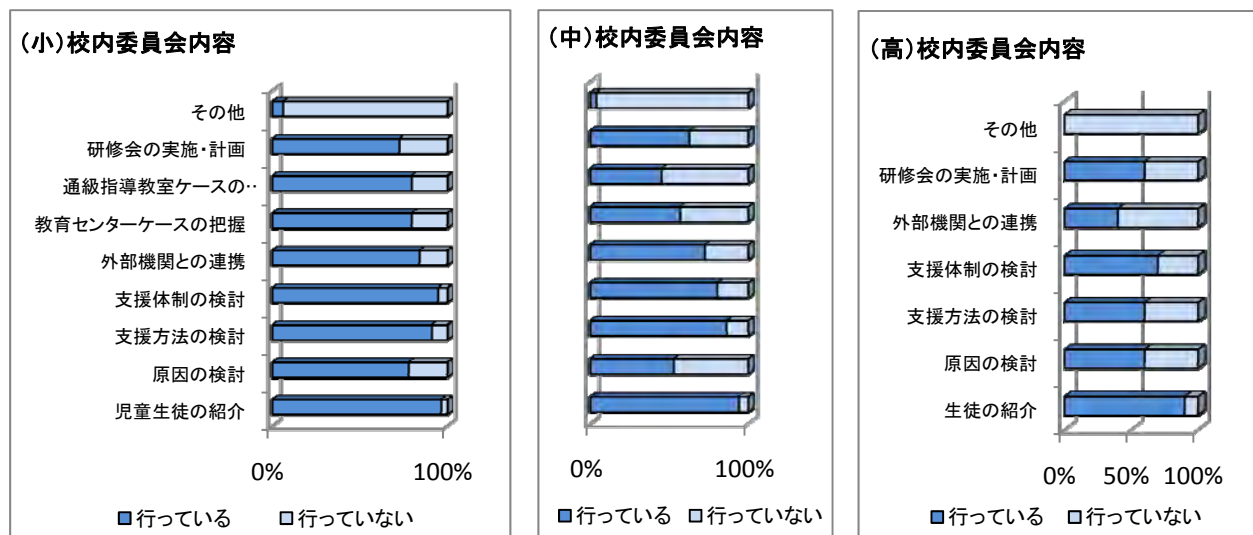


図8 校内委員会の活動

校内委員会で検討されたケース数とその内容は次のようになる(図9)。22年度は小学校3年生をピークに減少していく傾向が見られたが、今年度は6年生が最も少ない状況は変わらないものの、学年が上がるにつれ減少する傾向は顕著とは言えない。行動面よりも学習面での件数比率が高くなっていくことと関係があると考えられる。中学校では50件ほどの増加が見られ、通常の学級に在籍する生徒の3%という割合になった。こちらも、昨年度の学年が上がるにつれ減少するという傾向から、2年生のケース数が多い状況に変化した。進級してそのまま検討ケースが残ったと考えられる。

通常の学級に在籍する児童生徒に対する割合は、小学校、中学校とも前年度に引き続き全国調査と同様の数値となった。高校では21年度8件、22年度82件、23年度50件となっている。

小学校では、「発達特性を考える」という意識が定着し、それを基とした「指導形態や方法の工夫」について検討する段階となってきた。中学校、高校では校内委員会の開催方法、職員の意識について学校間で差異が見られる。

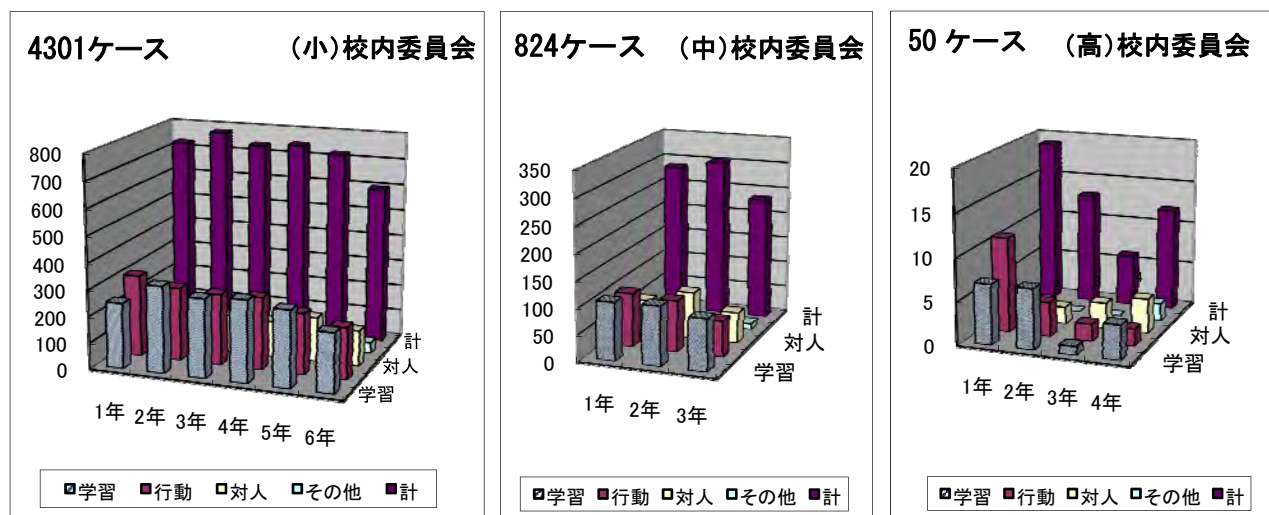


図9 校内委員会検討ケース



(3) 支援が必要な児童生徒にもわかりやすい、様々な指導形態の工夫と実践を行う。(学級内支援、入り込み授業、取り出し授業、リソースルーム、特別支援学級との連携)

コーディネーターによる学級内支援の状況評価については、次のようになった(図10)。

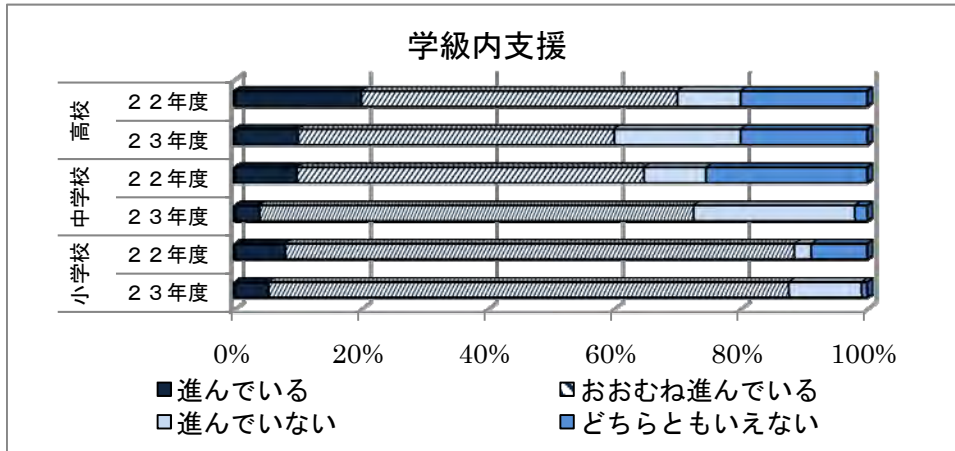
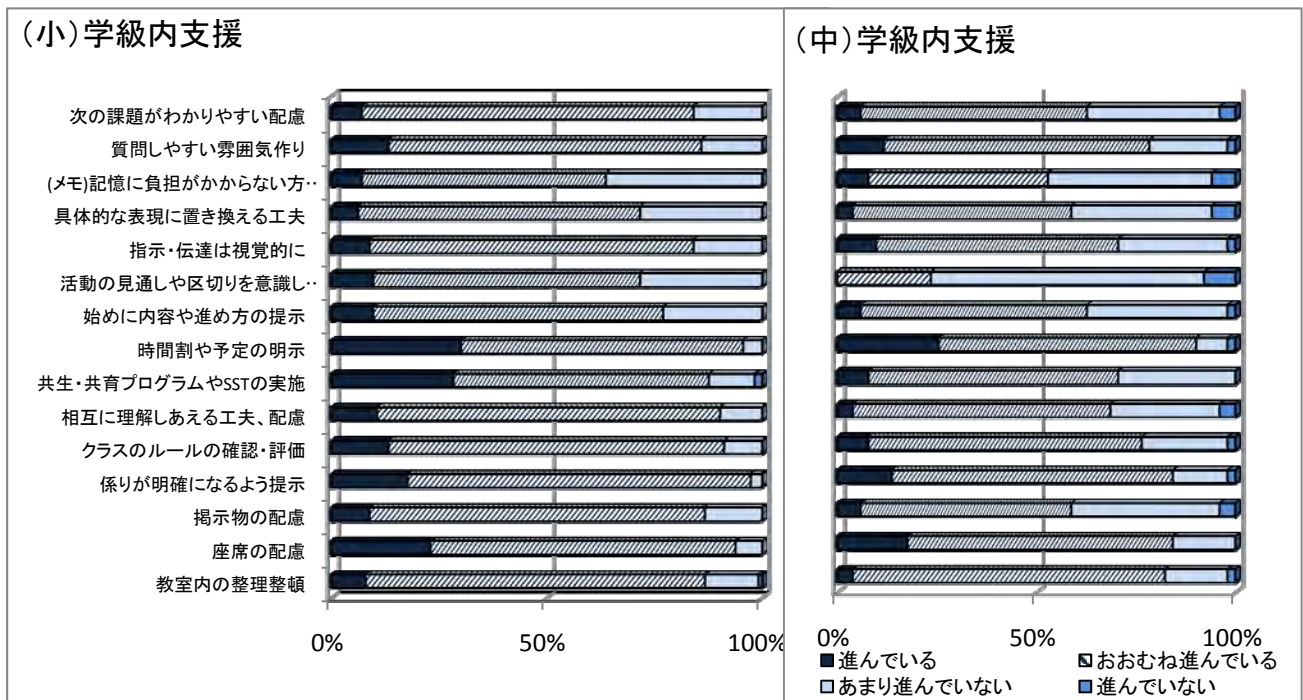


図10 学級内支援の浸透度

「進んでいる」「おおむね進んでいる」と評価した学校が小学校ではわずかに減、中学校では微増という状況になった。学級内支援が進んだ要因としては、「研修」「管理職の理解」などが挙げられているが、他に「外部連携機関からの助言が役立った」との報告が多くの学校から寄せられている。

教室で行われる支援・配慮事項について、その浸透度は次のようになる(図11)



小学校、中学校においては、「時間割や予定の明示」「係りが明確になるよう提示」「座席の配慮」の点はほとんどの学校(学級)に浸透しており、「記憶に負担がかからない配慮」「活動の見通しや区切りをわかりやすいように配慮する」という意識(体制)はあまり進んでいないという共通性が見られる。また、小学校では「抽象的な表現を避け具体的な表現に置き換える」、中学校では「掲示物

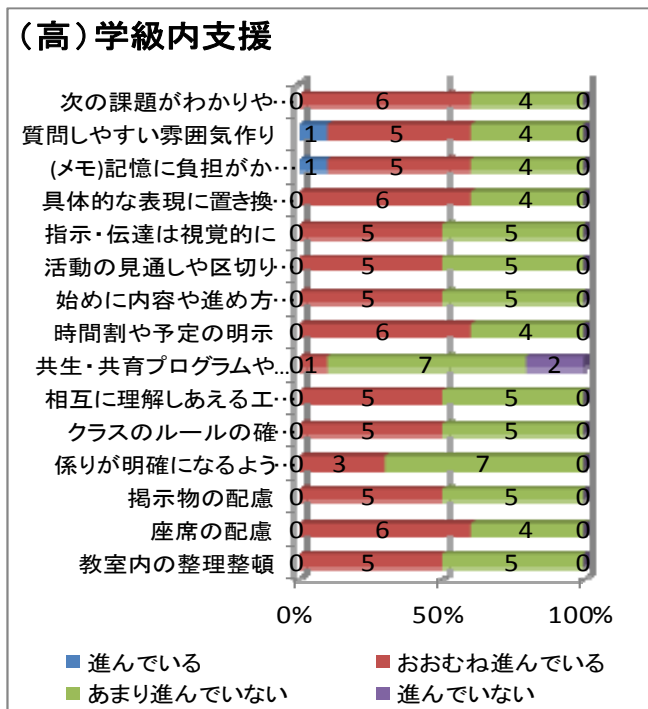


図 12 学級内支援：具体的な取り組み 高校

の配慮」が他の項目に比較して達成度が低い。

高校においては、小中学校では十分な浸透度とは言えない「(メモなどを利用し) 記憶に負担がかからないように配慮」「具体的な表現」という項目で実施度が高かった。「共生共育・SST」の実施度が低い数値となったが、社会自立に直結する高校において、その必要性や実施スタイルを考えなければならない(図 12)。

指導方法の形態として「取り出し指導」も多くの学校で実施されている。小学校、中学校での実施状況は次のようになる(図 13)。小学校では学年が上がるに従い実施校、対象児童が増加している。中学校では2年生が最も多くなっている。進路(進学)について本格的な相談がスタートする時期であり、ニーズが多くなると考えられる。

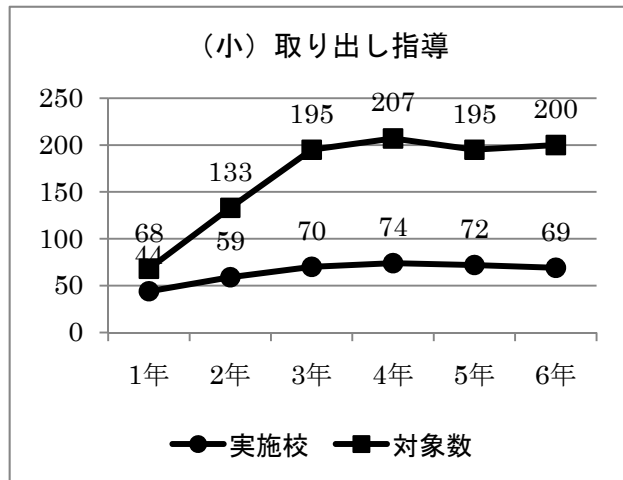
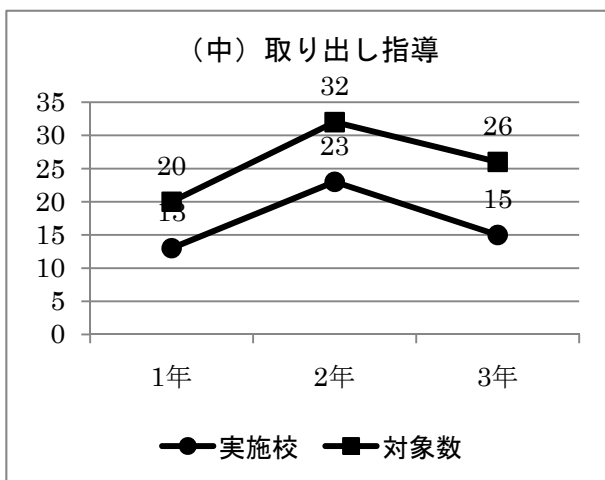


図 13 取り出し指導

「指導形態、方法の充実」を目標と設定した学校と他の目標を設定した学校では、「学級内支援の浸透度」「取り出し支援の実施率」に有意な差は見られなかった。

### Ⅲ 研究のまとめ

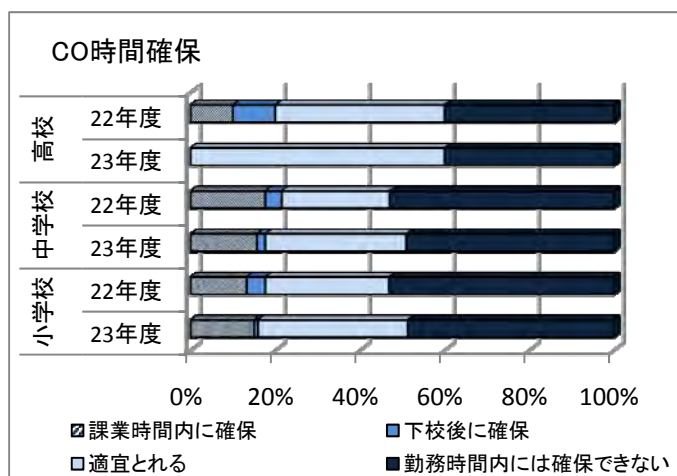
#### 1 アンケート結果より

昨年度大きく増加した教育相談件数ならびに校内委員会での検討ケース数は、今年度も増加の傾向が報告されている。「支援を必要とする児童生徒」について学校全体で共通理解し、支援について検討する風土が一層定着したと考える。

小学校においては、「多くの教室に発達特性から支援を必要とする児童がいること」、「その支援を考えるために月に1度の校内委員会が設定されていること」、「支援を考えるためには外部の専門機関との連携が有益であること」が定着し、「指導体制や指導方法について具体的な検討」を始める段階になったと考える。このことは、校内委員会では取り上げられるケースの検討において「学習面」が「行動

面」を上回ったこととも関連していると考える。

中学校、高校においてはケース数の増加は見られるものの、校内委員会の開催方法や支援体制には学校間の差異が大きくある。生徒自身の年齢による成長とともに課題や要因も多様になっており、「発達特性に視点を当てた見立てや理解」が必要と考える。



ケース数の増加、多様なニーズ、連携機関との調整・整理と、コーディネーターの役割は一層重要性を増すが、前述のとおり専任化されているのはモデル校を含む少数の学校に過ぎず、担任を持ちながらコーディネート業務をおこなうという体制が続いている（図14）。したがって、業務を行う時間の確保が困難で、校内委員会に取り上げられるケースの授業を観察することも、保護者との教育相談も十分には行えない状況である。

図14 コーディネーター時間確保

これからさらに校内体制を充実するために必要な事柄として、次のような報告がされている（図15）。

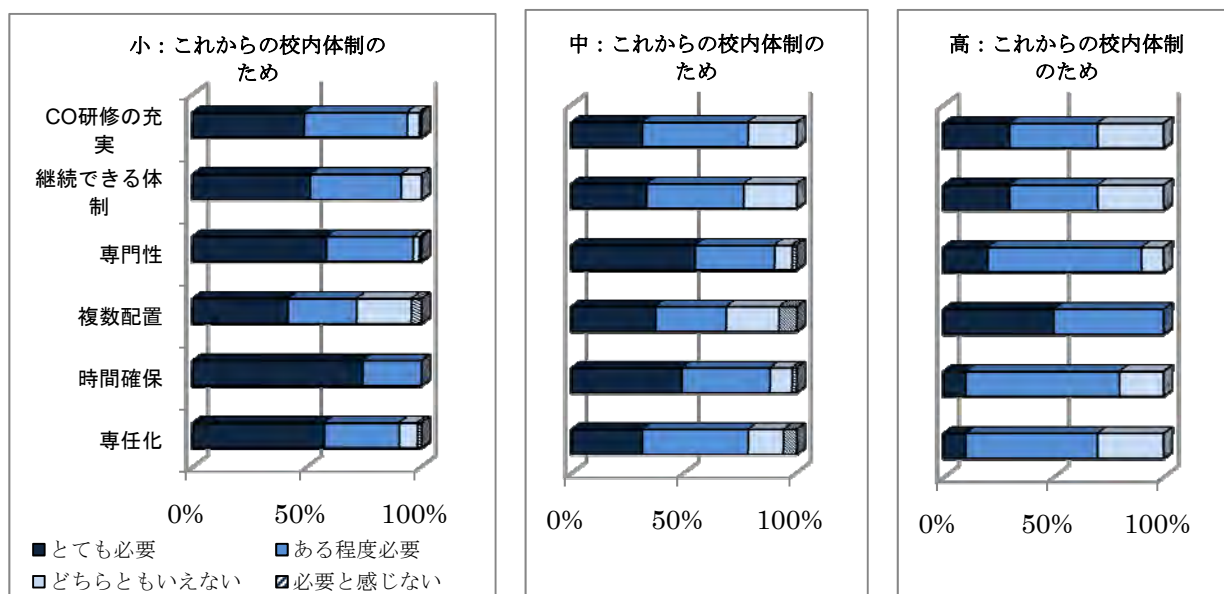


図15 これからの校内体制づくりに必要なこと

小学校においては、「専門性」「時間の確保」がほぼすべての学校から課題として挙げられている。それを保障するためには、「コーディネーターの専任化」が必要であり、学校長を中心に「コーディネーター専任化を継続できる校内体制」が重要と考える。中学校、高校においてその傾向が顕著でない要因として、教科担任制と学年集団を軸としたチームで取り組む土壌があることと、「特別支援教育の概念」「体制づくりの必要性」の認識が十分浸透していないことが考えられる。

## 2 これからの体制充実のために

現在の「特別支援教育体制」を別の視点で見ると、全国的に特別支援学級の在籍児童生徒数の急増が課題となっている。本市においてもその傾向は顕著で、特に「自閉症・情緒障害特別支援学級」

の在籍数が増えている（図16、17）。

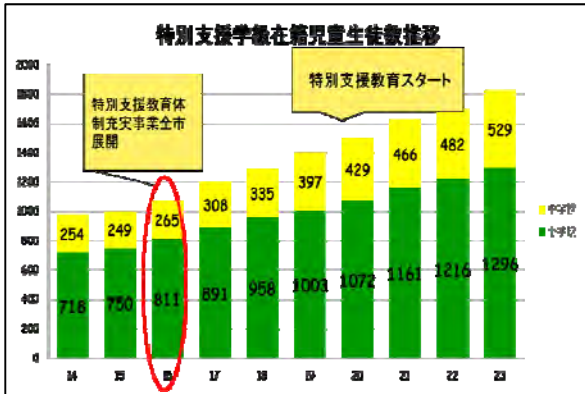


図16 川崎市立小中学校特別支援学級在籍者推移

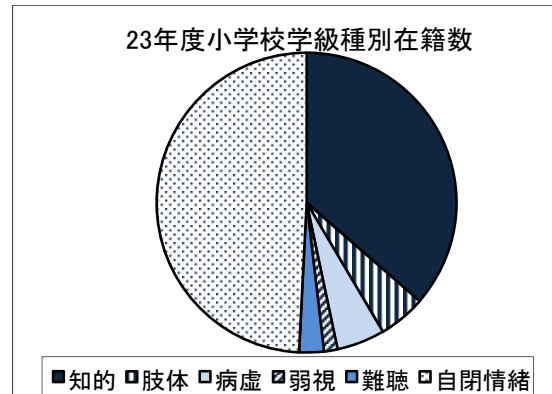


図17 23年度川崎市立小学校特別支援学級在籍状況

特別支援学級在籍数の増加は、児童生徒の様々な課題をその特性面から「見立てる体制」が整ってきたことが要因と考えられるが、その一方では、通常の学級において特性を理解した「指導方法や内容を検討する体制」が不十分な状況にあると考える。

このことから、これからの特別支援教育体制を充実させるために次のように事業の再構築を考える。

**(1) 22～23年度推進モデル校の成果の伝達**

校内体制、指導方法などモデル校が取り組んだ成果を冊子にまとめ、すべての小学校、中学校、高校に伝えていく。

**(2) 24年度推進モデル校の設定及び支援**

小学校のモデル校には、「(仮) 児童支援コーディネーター」を配置し、特別支援教育に限らず、教育相談も含めた多角的な支援を行う。非常勤講師を配置し、業務を行う時間を確保し、学校全体の支援体制のコーディネートに当たれるようにする。中学校においては、校内委員会を中心とした校内体制作りや、学習支援方法を検討する。

**(3) 外部支援機関の活用方法の再構築**

指導方法や体制について検討する段階となった小学校には、学校現場での経験が豊富な「巡回指導員」を全校に計画的に派遣する。心理専門員の巡回相談をすべての中学校、高校ならびに小学校のモデル校に実施する。

**(4) 教育環境の検証**

学級内支援にとどまらず学校全体の教育環境、時間割、特別支援学級との連携など、実態を把握しその課題を検討する。

**(5) 研修の充実**

小学校から高校までの多岐にわたるニーズに応えられるよう、専門医、学識経験者、福祉相談員、就職支援員などの専門家の活用について一層の工夫をする。

障害の有無にかかわらず児童生徒一人一人の特性を理解した「授業力の向上」、そして一人一人が「学ぶ喜び」を感じられることを願い、これからも「特別ではない支援の体制」がすべての学校に整うよう取り組んでいきたい。